

奈良県と下北山村との郷（まち）づくりに関する包括協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び下北山村（以下「乙」という。）は、下北山村内の郷（まち）づくりに係る取組に関して、以下のとおり包括的な連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下北山村内における持続的発展や活性化を企図した郷（まち）づくりに資するため、甲及び乙が相互に情報や意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な事項について緊密に連携し協力することを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達するため、郷（まち）づくりに取り組む地区において郷（まち）づくり基本構想を策定する。

（対象地区）

第3条 前条に掲げる郷（まち）づくり基本構想を策定する地区は次のとおりとする。

（1） 下北山スポーツ公園地区

（役割分担）

第4条 甲及び乙の役割分担に係る基本的な考え方は次のとおりとする。

- 甲 地区の郷（まち）づくりに資する乙の取組への支援に関すること
地区内に甲が所管する社会資本の整備に関すること
地区内に甲が所有する公有地の利活用等に関すること
- 乙 郷（まち）づくり基本構想のとりまとめに関すること
地区と直接関わる取組に関すること
地区内に乙が所管する社会資本の整備に関すること
地区内に乙が所有する公有地の利活用等に関すること

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、そのいずれかから、協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、協働による取組に当たって知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。

(その他)

第7条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、
その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、
各1通を保有する。

平成30年4月11日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県知事 荒井 正吾

乙 奈良県吉野下北山村大字寺垣内983
下北山村長 南 正文